社援発０５０２第２号
平成３０年５月２日

民間団体の長　殿

厚生労働省社会・援護局長
（　公　印　省　略　）

介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の
体制整備事業の実施について

標記については、介護現場における専門人材として活躍が期待される外国人留学生が円滑に学習・就労等を行うことができるよう支援することを目的として、別紙のとおり「介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業実施要綱」を定め、平成３０年５月２日から適用することとしたので通知する。

別紙

介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業実施要綱

1　目的

平成 28 年 11 月に「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が成立・公布され、新たに在留資格「介護」が創設され、平成 29 年９月より施行されているところである。これにより、介護福祉士の資格を取得し、日本国内で介護の業務に従事するため、介護福祉士養成施設への外国人留学生が増加していくことが予想される。

このような介護現場における専門人材として活躍が期待される外国人留学生等の実態把握を行うとともに、外国人留学生等の抱える課題に対する相談支援や日常生活面における支援を実施する体制を整備することにより、外国人留学生が円滑に学習・就労等を行うことができるよう支援することを目的とする。

2　実施主体

介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業実施団体公募要領により採択された団体（以下「公募事業実施団体」という。）とする。

3　事業内容

以下（１）から（７）までを事業内容とする。

（１）事業実施体制の構築

公募事業実施団体は、（２）から（７）までの事業を適切に遂行できる体制を構築すること。具体的には、事業全体の統括を行う本部を設置するとともに、全国を４から７までの区域に分け、それぞれの区域単位に支部を置くこと。

また、本部と支部の役割分担は概ね以下のとおりとする。

①本部の役割

ア　事業全体の統括

イ　本部事業推進協議会（仮称）の設置・運営

ウ　支部事業推進協議会（仮称）の運営支援・管理

エ　相談支援センター（仮称）の運営・管理
オ　支部又は関係機関等への協力要請
カ　その他事業目的に必要な取組

②支部の役割
ア　支部事業推進協議会の設置・運営
イ　外国人留学生及び介護福祉士養成施設等に関する各種情報収集及び本部への報告
ウ　本部の協力要請に基づく相談支援の実施
エ　介護福祉士養成施設等へのヒアリングの実施
オ　その他事業目的に必要な取組

（２）事業推進協議会の設置・運営
①本部事業推進協議会
公募事業実施団体は、本部に介護福祉士養成施設、職能団体・事業者団体及び外国人留学生の支援団体、地方公共団体等により構成する協議会（以下「本部事業推進協議会」という。）を設置する。また、本部事業推進協議会は以下の項目について協議・検討することとする。

ア　外国人留学生等の実態把握及び現状分析
各支部から報告を受けた外国人留学生及び介護福祉士養成施設等の実態把握の結果を踏まえて、全国の現状分析を行うこと。
イ　外国人留学生等に対する相談支援事例等の収集及び情報共有
各支部から報告を受けた外国人留学生及び介護福祉士養成施設等からの相談事例の集約の結果を踏まえて、全国の好事例を取りまとめること。
ウ　効果的な相談支援体制の検討
上記アの現状分析及び上記イのとりまとめ等の結果を踏まえて、外国人留学生及び介護福祉士養成施設等に対する効果的な相談支援体制について検討すること。
エ　成果の公表
本事業における成果を外国人留学生や介護福祉士養成施設等の関係団体及び関係者等に広く周知するため、上記アからウまでの協議・検討結果等はとりまとめの上、公表すること。

②支部事業推進協議会

公募事業実施団体は、支部ごとに介護福祉士養成施設、職能団体・事業者団体及び外国人留学生の支援団体、地方公共団体等により構成する協議会（以下「支部事業推進協議会」という。）を設置する。また、支部事業推進協議会は以下の項目について協議・検討することとする。

ア　外国人留学生及び介護福祉士養成施設等の実態把握

各支部が担当する区域内における外国人留学生及び介護福祉士養成施設等の実態把握を行うこと。

イ　外国人留学生及び介護福祉士養成施設等からの相談事例の集約及び分析

各支部が担当する区域内における外国人留学生及び介護福祉士養成施設等からの相談事例（相談内容、対応方法、行政及び関係団体等の支援策、課題等）の集約を行うこと。

ウ　本部事業推進協議会への報告

上記ア及びイの協議・検討結果については、速やかに本部に報告すること。

（３）相談支援センター（仮称）の運営・管理

公募事業実施団体は、本部に相談支援センター（仮称）を設置し、介護福祉士養成施設に在学中の外国人留学生、外国人留学生として介護福祉士養成施設を卒業した者、介護福祉士養成施設、外国人介護人材を受け入れている介護施設等からの相談に対して、電話・メール等により助言及び情報提供等の支援を行うこと。

また、相談事例と当該事例への対応結果を一覧に整理するほか、外国人留学生及び介護福祉士養成施設等が抱える課題の解決に資する有益な情報については、インターネット等を活用しながらできる限り関係者が広く閲覧できるようにすること。

なお、効果的な相談支援を実施するため、相談支援センターには、日本語の専門家、国内労働法規等に精通した者、介護分野の学習面・就職等の指導に適した者等を配置するとともに、できる限り多言語対応に配慮した体制とすること。

（４）支部又は関係機関等への協力要請

本部は、相談支援センターで受けた相談のうち、対面による相談・助言等の必要性があると判断した場合は、当該相談への対応について、支部又

は留学生の支援団体等の関係機関等へ協力を要請すること。

（５）本部の協力要請に基づく相談支援の実施

支部は、（４）に基づく本部からの協力要請を受けた場合は、当該相談の当事者である外国人留学生等に対して対面での相談支援を実施するとともに、相談支援の結果を速やかに本部に報告すること。

なお、支部において相談支援を行う際は、本部の協力を得ながら、当該区域内における留学生の支援団体等の関係機関等と連携して支援を行うよう努めること。

（６）介護福祉士養成施設等へのヒアリングの実施

外国人留学生及び介護福祉士養成施設等の実態把握や課題解決を図ることを目的として、必要に応じて、介護福祉士養成施設等に訪問して関係者から相談内容を聞き取ること。なお、各支部において当該関係者から聞き取った内容については、とりまとめの上、速やかに本部に報告すること。

（７）海外の情報収集

送り出し国における介護福祉士を目指す外国人留学生のニーズ等を把握するため、送り出し国の教育機関等から情報を収集すること。また、把握したニーズに対してどのような対応方法が考えられるかについて検討し、その結果をとりまとめること。

４　国への報告・協力体制

公募事業実施団体は、上記３に基づく取組を通じて得られた各種情報について、定期的に厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室（以下「福祉人材確保対策室」という。）に報告すること。

５　国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

６　事業採否の決定方法

本事業の実施主体は、別に定める評価委員会における事業の評価を踏まえ、予算の範囲内で決定するものとする。

7　留意事項

（１）事業の実施にあたっては、職能団体や事業者団体、地方公共団体などの関係団体と連携を取りながら事業を進めるものとする。

　なお、関係団体との連携にあたっては、福祉人材確保対策室と協議の上、要請を行うものとする。

（２）事業の実施にあたっては、福祉人材確保対策室と定期的な連絡及び協議をしながら進めるものとし、福祉人材確保対策室の指示に従うこと。